

久屋アヴェニュー法律事務所

平成 26 年 9 月 30 日号

事務所通信

Vol. 3



目 次

<トピックス>

ブラジル・サンパウロ視察旅行 … 1

ウズベキスタン共和国視察旅行 … 4

<ワンポイント法務>

相続税法の改正 … 6

久屋アヴェニュー法律事務所

〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉一丁目15番14号アルピニストビル3階

Copyright ©2014 Hisaya-Avenue Law Office. All Rights Reserved

ブラジル・サンパウロ視察旅行

1. はじめに

(1) 平成 26 年 (2014 年) 8 月 24 日から 31 日まで、愛知県弁護士会の国際委員会のメンバーで、ブラジル・サンパウロ視察旅行に行ってきました。

(2) ブラジルは、日本の約 **22.5 倍**の面積の国土 (世界第 **5 位**、南米大陸の約半分) に、日本の約 **2 倍**の人口 (約 1 億 9840 万人、世界第 **5 位**、「世界人口白書 2012」) を擁しています。

GDP は、2 兆 3960 億ドル (2013 年 4 月 IMF) で、世界第 **7 位**。ご高承の通り、BRICs の 'B' は、ブラジルです。

(3) また、ブラジルといえば、日系移民を思い浮かべられる方も多いと思いますが、ブラジルへの移民が開始したのは、**1908 年**。

現在、日系人の推定総数は、約 **160 万人**にのぼり、海外最大の日系社会を築いています (外務省 HP)。

他方、後述するように、愛知県は、在留ブラジル人が最も多い都道府県です (在留外国人統計)。

(4) 今回の視察旅行で、訪問させていただいた先は、以下の通りです (訪問順)。

- ・在サンパウロ日本国総領事館
- ・ブラジル日本商工会議所
- ・ブラジル日本都道府県人会連合会 (県連)
- ・国外就労者情報援護センター (CIATE)
- ・サンパウロ大学法学部 (USP)
- ・サンパウロ州第一審裁判所
- ・二宮正人弁護士のサンパウロ名誉市民授与式 (於 市議会講堂)

- ・ブラジル日本文化福祉協会 (文協)
- ・サンパウロ日伯援護協会 (援協)
- ・ブラジル愛知県人会
- ・ブラジル日本移民資料館
- ・二宮正人弁護士の法律事務所
- ・JETROサンパウロ事務所

2. ブラジルの司法について

(1) ブラジルの司法機関

ブラジル連邦共和国 (República Federativa do Brasil) は、26 の州、1 つの連邦首都区等からなる連邦国家であり、民事、商事、訴訟手続、労働等、幅広い事項に関する立法は、連邦の専権とされています (ブラジル憲法第 22 条)。

司法権に属する機関は以下の通りです (同法第 92 条)。

- ① 連邦最高裁判所 (Supremo Tribunal Federal)
- ② 高等連邦裁判所 (Superior Tribunal de Justiça)
- ③ 連邦地方裁判所及び裁判官 (Tribunais Regionais Federais e Juízes Federais)
- ④ 労働裁判所及び裁判官 (Tribunais e Juízes do Trabalho)
- ⑤ 選挙裁判所及び裁判官 (Tribunais e Juízes Eleitorais)
- ⑥ 軍事裁判所及び裁判官 (Tribunais e Juízes Militares)
- ⑦ 州、連邦区及び直轄領の裁判所及び裁判官 (Tribunais e Juízes dos Estados e do Distrito Federal e Territórios)

上記のうち、①と②は、ブラジリアに所在し (同法同条)、違憲立法審査権を有する①は、憲法を擁護する責務を負っています (同法 102 条)。

(2) サンパウロ州第一審裁判所 (Tribunal de Justiça do Estado de São Paulo)

ブラジルの司法制度について、日本で入手できる文献は限られている現状があります。したがって、今回、サンパウロ州第一審裁判所を訪問し、トニア裁判官 (Juiza Tonia Yuka Koroku) にご案内いただいたのは、ブラジルの司法に触れることができる貴重な機会となりました。

なお、同裁判所は、上記①から⑦のうち、⑦にあたると思量されます。



上の写真は、トニア裁判官の部屋であるとともに、法廷でもあり、向かって壁を背に裁判官が座られ、窓側が原告席、手前が被告席とのことです。



こちら (↑) は、訴訟資料を保管する書庫ですが、今年 3 月より、訴訟資料の提出・保管が電子化されたとのことです。

ブラジルは、大陸法系。法曹一元制はとられていません。弁護士になるための試験よりも、裁判官になるための試験の方が、ずっと難しいそうで、弁護士の質は色々のようです。開廷中に、裁判官の目を盗んで、不利な書証を食べてしまった弁護士の話には、驚かされました。

久屋アヴェニュー法律事務所

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉一丁目 1 5 番 1 4 号アルピニストビル 3 階

Copyright ©2014 Hisaya-Avenue Law Office. All Rights Reserved

3. 日系ブラジル人について

(1) 日本移民の歴史

前述のように、日本から最初の移民約 780 人を乗せた笠戸丸がブラジルのサントス港に入港したのが、1908 年 (明治 41 年) のこと (このため、2008 年 (平成 20 年) が、移民 100 周年に当たり、皇太子殿下がブラジルをご訪問されたことをご記憶の方も多いと思います)。戦前には、約 18.9 万人、戦後には約 5.4 万人が移民しました。現在、日系人の推定総数は、約 160 万人にのぼります。

ブラジルが、日本からの移民導入を認める立法を行ったのは、笠戸丸に先立つ 1892 年なのですが、これは、1888 年の奴隷制を廃止する「黄金の法律 (Lei Aurea)」と無関係ではなかったようです。

すなわち、日本からの移民は、奴隷制廃止による労働力不足を補うためのものでした。サントス港から入港した日本移民は、サンパウロを経て、契約のあるコーヒー園に行き、一定の契約期間、働かなければなりませんでしたが、労働環境は劣悪を極め、契約期間満了を待たずに逃げ出す者も多かったとのことです。

初期の日本移民の方々のご苦労は、ブラジル日本移民資料館に詳しく展示されており、サンパウロを訪れた際には、是非、来館されることをお勧めします。



ブラジル日本移民資料館は、サンパウロ市リベルダーデ区にある文協ビルの 7~9 階にあります。

(2) 現在の日系ブラジル人・日系社会

ブラジルには、「ジャポネス・ガランチード」という言葉があるといえます。

元は、騙されやすいというような侮蔑的な意味があったそうですが、今では、勤勉で誠実な日本人に対し、文字通り、「信頼できる日本人」と称賛する言葉のようです。他の南米諸国に比し、ブラジルほど、日本人（日系人）であることを誇れる社会はないといえます。

これは、偏に、100 年以上に亘る日本移民の方々の努力の賜物なのでしょう。

他方、日系人は、結婚相手としても人気だそうで、急速に混血が進んでおり、正確な統計ではないでしょうが、非日系人との結婚は、2 世では約 3 割、3 世では約 6 割にものぼるといえます。

つい近年まで、日系社会は、文協を頂点として、組織だったようですが、なかには 6 世もいるという若い日系人達の多くは、日本語を話すこともできないといい、日系団体はどれも将来の担い手に不安を抱えているようです。

(3) 在留ブラジル人の問題

前述のように、愛知県は、日本の都道府県で、在留ブラジル人の総数がトップです（平成 25 年度 1 位 愛知県 48,730 人、2 位 静岡県 27,622 人）。ちなみに、愛知県に住んでいる外国人のトップも、ブラジル人です（平成 25 年度末現在、24.6%）。

愛知県に在留ブラジル人の方が多いのには、出入国管理及び難民認定法の改正（平成 2 年施行）により「定住者」（同法別表第二）の在留資格を設けられたところ、当該在留資格には、入管法上活動の制限がないことから、1990 年代、当面の就労を目的とした農村部の日系人が家族を伴って多数来日するようになったという背景があります。

ところが、2008 年のリーマンショック等をきっかけに、今度は、大量の在留ブラジル人が帰国しました。約 30 万人のうち、約 12 万人が戻ったともいえます。

帰国した日系ブラジル人の多くは、農村部に戻らず、丁度進出してきた日本企業に職を得たりしましたが、なかには、定住感が持てず、精神状態が不安定になる場合や、日本で学校に行っておらず、日本語が未熟な上に、ポルトガル語も話せない場合があるとか…。幾世代に亘り、2 つの国を漂う日系人の運命に、改めて思いを致しました。

4. 対伯投資について

累積債務問題、ハイパーインフレ等をのりこえ、ブラジル経済は、BRICs の一角にまで回復しました。今年 6 月にサッカーワールドカップ、2016 年には、リオデジャネイロで夏季オリンピックが開催されます。

実質 GDP 成長率は、鈍化していますが、現在、対伯投資の第三次ブームが到来しているといえます。対伯投資で問題となるのが、いわゆるブラジルコスト（複雑な税制と極めて重い税負担、高金利、人件費高騰と過剰な労働者の保護政策、インフラ不備、治安の問題など。）。中小企業が進出するには、未だ大きなハードルとなり得ます。

もっとも、今回、ブラジルを訪れて、ブラジルが持つ“大国感”の一端を、肌で、実感できたように思います。

今年の 10 月には、ブラジル大統領選挙が実施されます。その結果や、今後の経済施策等を注視していきたいと思います。



1990 年代初めには、サンパウロの 20 階建以上のビルは 5000 本あったといえます。大都会です。

ウズベキスタン共和国視察旅行

1.

通常裁判所の系統には、最高裁判所の下、州レベルの裁判所、地区レベルの裁判所がありますが、二審制とのことです。

憲法裁判所は、**抽象的違憲審査権**を有しますが、提訴権者が限られ、ここ数年、事件が係属していないとのことです。

経済裁判所は、旧ソ連の行政機関を継受したもののように、法人間等の経済領域に属する紛争を扱うとのことです。

- (2) **弁護士**についても、旧ソ連より継受したものとして、日本でいう弁護士にあたる**アドボカート**(Advocate、адвокат)の他に、**ユリスト**(Jurist、юрист)という概念があるようです。

アドボカートになるためには、ウズベキスタン国籍を有していること、国立法科大学の卒業生であること、資格試験に合格することが必要ですが、ユリストは、そのような制限はないようです。法廷にたてるのは、日本と同様に、アドボカートですが、代理業務は、日本と異なり、ユリストもできるようです。

- (3) 旧ソ連の崩壊に伴い独立し、市場経済体制への移行を進めてきたウズベキスタンには、現在でも、旧ソ連の法制度が、残存しているものと推察されます。

例えば、ウズベキスタンでは、原則として、**土地の私有制は認められていません**。土地利用権につき、国に対し、土地利用税を納めますが、農地の場合、計画経済の名残もあるようです。また、国が土地の利用計画を変更し、建物の収用を決定すれば、居住用でも、ビジネス用でも、立ち退かざるを得ず、補償を受けることはできないといえます。 4

久屋アヴェニュー法律事務所

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉一丁目15番14号アルピニストビル3階

Copyright ©2014 Hisaya-Avenue Law Office. All Rights Reserved

- (4) 他方、ウズベキスタン国民は、主として、イスラム教徒（スンニ派）ですが、旧ソ連時代より、**イスラム法（シャリアット）の影響は排されている**ようです。

なお、独立当初は、イスラム文化が復活し、髭を増やす男性やスカーフ（ヘジャブ）を着用する女性が増えたそうですが、現在は、不成文ながら、推奨されていないといえます。その伝搬方法ですが、市長が幹部をよんで口頭で伝えること等により、公務員を中心に当該推奨が広がっていくといえます。

- (5) タシケントにある **COLIBRILAW** を訪問しました。渉外案件を扱っており、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、モンゴル、タジキスタン、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦にも支店を有する、中央アジア最大の法律事務所とのことです。ウズベキスタンの法事情を知る貴重な機会でした。



3. 日本法教育研究センター

- (1) タシケント国立法科大学は、ウズベキスタンで唯一の法曹養成のための単科大学です。

名古屋大学は、2005年9月、同大学に、日本法教育センターを設立しており、日本人講師が、同センターに在籍しています。同センターでは、法科大学の1年生から受講希望者を募り、法科大学の正規過程と並行して、日本語で日本法を教えるコースを設置しています。

- (2) 同センターでは、**当会弁護士2名**が、「日本の家族法」「日本の刑事訴訟手続」というテーマで**講義**をしました。

受講生は、日本法センターの生徒だけではなく、大変、熱心に受講してくれました。



前述のように、同センターでは、法科大学の正規過程と並行して、日本語未習者に、日本語学習から始めて、日本法まで教えるというのですから、4年生まで残るのは、かなり大変なことのようです。講義後、4年生とお話ししたところ、「日本の家族法」でとりあげられた親子関係不存在確認に係る最判平26.7.17まで知っていたのには、驚きました。「日本の大学院に行きたい。」と目を輝かせる学生に接し、ウズベキスタン法整備等での未来を担うと共に、日ウ両国の架け橋になってほしいと願わずにはられません。

- (3) タシケントには、**名古屋大学ウズベキスタン事務所**もあります。

これは、文部科学省の事業「国際化拠点整備事業（通称“グローバル30”）」においては、その一環として、日本への留学の窓口となる「**海外大学共同利用事務所**」を整備しているところ、グローバル30採択13大学のうち、名古屋大学は、ウズベキスタンのタシケントに当該事務所を開設しているというわけです。

日本法教育センターの学生さんのみならず、多くの学生さんに日本留学の夢を叶えてほしいと思います。



相 続 税 法 の 改 正

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法が改正されました。

この改正により、相続税の申告が必要となる対象者の範囲が広がるといわれています。

この改正は、原則として、平成27年1月1日以降に相続により取得する財産に係る相続税に適用されます。今回は、この改正について、概観してみたいと思います。



最近、相続税法が改正されたから相続税を申告しなければならない場合が増える、と耳にします。具体的には、どのように変わのでしょうか？

まず、①遺産に係る基礎控除が、引き下げられました。

改正前は、 $5000 \text{ 万円} + (1000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

だったのが、

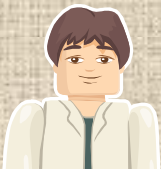
改正後は、 $3000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

となります。

遺産がこの基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。



弁護士



なるほど。それで、相続税を申告しなければならない場合が増えるんですね。

その他、②税率構造が一部変わり、**最高税率**が引き上げられます。

具体的には、法定相続人の取得金額が1億円を超えると、

改正前より刻みが細くなり、

改正後の方が、税率があがってしまう可能性があります。

他方、③未成年者控除及び障害者控除の控除額は、引き上げられます。

また、④小規模宅地等の特例について、

特例の適用対象となる宅地等の限度面積が拡大される等します。



弁護士

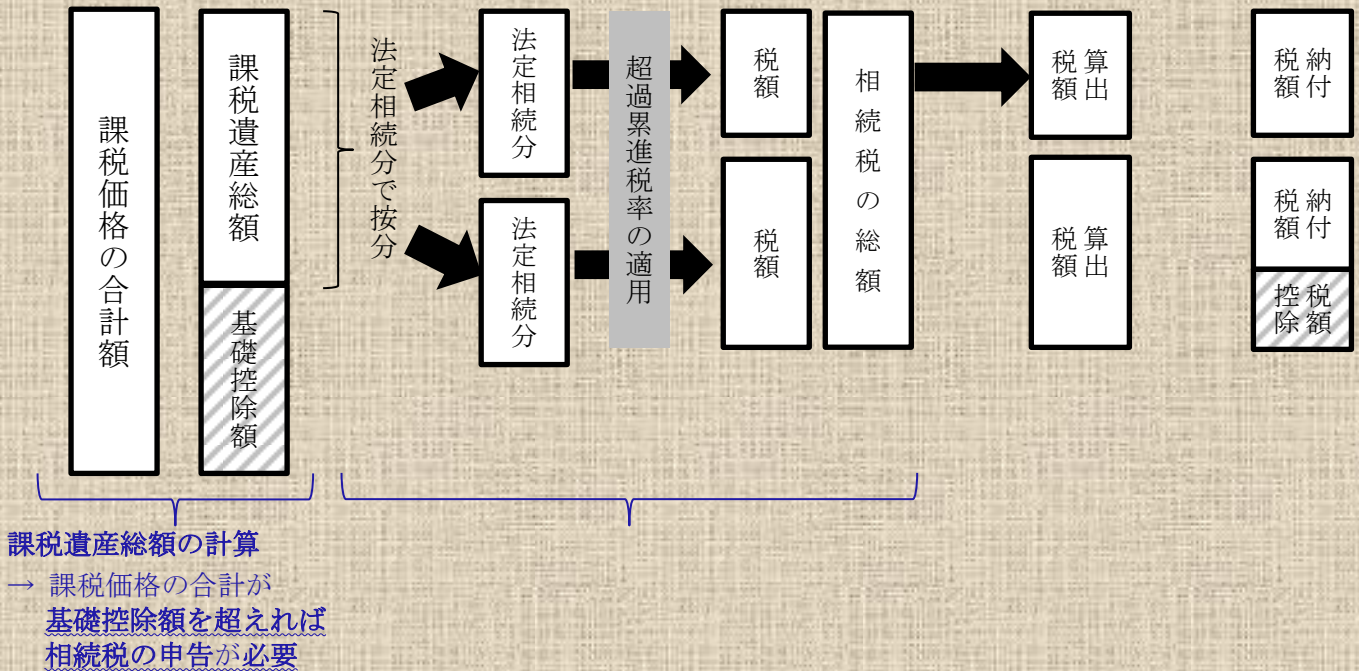
相続税法の改正

1. 現行の相続税の課税方式

まず、現行の相続税の課税方式を、簡単に確認します。

わが国は、戦後、**遺産課税方式**（遺産を対象として課税する方式）から**遺産取得課税方式**（人が相続によって取得した財産を対象として課税する方式）に移行したのですが、昭和 33 年に**遺産課税方式**の要素が一部とりいられました。

具体的には、下図（国税庁の資料をもとに作成）のように、各相続人等が相続等により取得した財産の合計を一旦**法定相続分**で分割したものと**仮定**して**相続税の総額**を算出し、それを実際の**遺産の取得額**に応じて**按分**します。



2. 平成 25 年度税制改正による相続税に係る改正 ※贈与税、事業承継税制についても、改正があります。

遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

＜改正前＞ 5000 万円 + (1000 万円 × 法定相続人の数)

＜改正後＞ 3000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	＜改正前＞ 税 率	＜改正後＞ 税 率
～1000 万円以下	10%	10%
1000 万円超～3000 万円以下	15%	15%
3000 万円超～5000 万円以下	20%	20%
5000 万円超～ 1 億円以下	30%	30%
1 億円超～ 2 億円以下	40%	40%
2 億円超～ 3 億円以下		45%
3 億円超～ 6 億円以下	50%	50%
6 億円超～		55%

税額控除のうち、未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

小規模宅地等の特例について、特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。